

## エイジフレンドリー補助金の概要

### 1 内容・目的

60歳以上の高年齢労働者を雇用する者に対し、高年齢労働者に特有のリスクを低減するための設備等の改善、高年齢労働者の健康確保のための措置、高年齢労働者に対する安全衛生教育の実施等に要する経費の一部に対して、エイジフレンドリー補助金（以下、「補助金」という。）を交付することにより、高年齢労働者が安全で安心して働くことのできる職場環境の整備を促進し、もって高年齢労働者の労働災害の防止と新型コロナウイルス感染防止に資することを目的とする。

### 2 補助金の交付事業

#### (1) 交付の対象となる事業及び経費

補助金の交付対象となる者は、申請の時点において60歳以上の高年齢労働者を常時1人以上雇用する者とし、高年齢労働者が安全で安心して働くことのできる職場環境の整備に要する経費のうち、別表の第2欄に掲げる経費について補助金を交付する。

#### (2) 補助金交付の申請者

補助金交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- ① 中小企業事業者
- ② その他厚生労働大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

#### (3) 補助金の交付額の算定方法

補助金の交付額は、別表の第3欄に掲げる方法により算出するものとする。

### 別表

第1 補助金の対象となる安全衛生対策等	第2 補助対象経費	第3 交付額の算定方法
ア 働く高年齢労働者の新型コロナウイルス感染予防に関する経費 イ 身体機能の低下を	ア 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防 ・介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器 ・介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器	第2欄に掲げる補助対象経費の2分の1又は100万円のいずれか低い方の額を交付額とする。

第1 補助金の対象となる安全衛生対策等	第2 補助対象経費	第3 交付額の算定方法
<p>補う設備・装置の導入に関する経費</p> <p>ウ 健康や体力状況等の把握に関する経費</p> <p>エ 安全衛生教育の実施に関する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの利用</li> <li>・ 飛沫感染を防止するための対策</li> </ul> <p>イ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入</p> <p>&lt;転倒災害防止策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通路の段差の解消、階段に手すりの設置</li> <li>・ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）</li> </ul> <p>&lt;危険を知らせるための配慮&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険箇所への安全標識や警告灯の設置</li> <li>・ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入</li> </ul> <p>&lt;暑熱な環境への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症のリスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置</li> <li>・ 体温を下げるための機能のある服</li> </ul> <p>&lt;腰痛等の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置</li> <li>・ 重量物搬送機器・リフト</li> <li>・ トラック荷台等の昇降設備</li> <li>・ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ</li> </ul> <p>ウ 健康や体力の状況の把握等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体力チェック</li> <li>・ 運動・栄養・保健指導の実施（健康診断、歯科検診、体力チェックの費用を除く）</li> <li>・ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動</li> </ul> <p>エ 安全衛生教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育</li> </ul>	<p>（複数の取組に係る申請があった場合、同一申請者あたりの交付額の合計は100万円を上限とする。）</p>